

「年金保険料流用禁止法案」のポイント

	現行法では…	H19年通常国会での改正は…	民主党案なら一円も年金支給以外には保険料を使わせない！
年金事務費 (国民年金法 85 条、厚生年金保険法 80 条)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料から年金事務費への充当はできない。 ●しかし、H10 年度より毎年度特例法を制定することにより、保険料を年金事務費に充ててきた。 ●その額は 957 億円 (H19 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●恒久的に、保険料を年金事務費に充当する。 	◆保険料を、年金事務費に充てることはできない。
福祉施設費 (国民年金法 74 条、厚生年金保険法 79 条)	<ul style="list-style-type: none"> ●国年法・厚年法の第四章に「福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」との規定があり、これによってグリーンピア等の福祉施設の建設・運営が可能。 ●その額は 1082 億円 (H19 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●第四章の「福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」という規定を廃止し、「国民年金事業の円滑な実施を図るための措置」に改正。 ●これにより、福祉事業は廃止されたが、年金広報・教育、年金相談等に保険料を充てることができる。(教育・広報の名目でなら、施設建設など、なんにでも流用できる。) 	◆現行法・改正法の第四章の規定を削除し、福祉事業はしない。 ◆年金広報・教育、年金相談等は、必要最小限を税金で負担し、国会でチェックする。